

町県民税・国保税申告出張会場

対象地区	相談日	会場	時間
川角・平谷・貴船・石神・神田・柿迫・東山	3月2日(水)	西公民館	9:00~12:00 13:00~16:00
初神・新宮	3月3日(木)	東公民館	
呉地・出来庭・中溝・萩原・城之堀	3月4日(金)	町民会館	

(注)この期間中、税務課での相談は行っていませんので、各会場へお越しください。

本的に所得税の場合です。

パート収入の場合

パート収入は通常、給与所得となります。課税される所得は、パートの年収から、給与所得控除額(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額です。

内職などの収入の場合

内職などの収入は、収入から必要経費を引いた残額が事業所得又は雑所得となり、最低65万円の必要経費を差し引くことができます。適用対象者は、家内労働者、外交員、集金人など、特定の人に継続して労務の提供をする人などです。

収入が内職だけの場合、パート収入と同様に、年収103万円以下は所得税はかかりません。

配偶者控除と

配偶者特別控除

夫に収入があり、妻がパートで働く場合を考えると、夫が受けられる配偶

者控除と配偶者特別控除は次のとおりです。

妻のパート収入が103万円以下であれば、配偶者控除(38万円)が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻について、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば受けることができます。ただし、夫の合計所得が1千万円(給与収入で約1千231万円)を超える年には受けることができません。

水稻耕作者の方

水稻耕作者の方で、これまで農業所得を標準で申告されていた方は、今回からは収支計算により申告されることとなります。

(税務課 820-5603)

パートと所得と税金(平成16年中)

平成16年中収入金額 (給与収入の場合)	平成17年度町県民税		平成16年分 所得税	夫の所得金額から 配偶者控除額を 差し引くこと	夫の所得金額から 配偶者特別控除額 を差し引くこと
	均等割	所得割			
93万円以下	かからない	かからない	かからない	できる	できない
93万円超100万円以下	かかる	かかる			
100万円超103万円以下					
103万円超141万円未満					
141万円以上			かかる	できない	できない

(注)夫に均等割が課税されていれば、妻の均等割額は2分の1となります。



立候補予定者説明会  
とき 3月7日(月)  
午後2時  
ところ 役場3階会議室  
立候補を予定している  
方、またはその代理の  
方は出席してください。

問合せ先  
熊野町選挙管理委員会  
(総務課内)  
820-5601  
(総務課)

熊野町長選挙・  
熊野町議会議員補欠選挙が  
行なわれます

任期満了による「熊野町長選挙」及び「熊野町議会議員補欠選挙」が、3月29日(火)に告示され、4月3日(日)投票が行なわれます。

このたびの選挙は、私たちの最も身近で重要な選挙であり、明るく住みよい町づくりのための第一歩です。

貴重な一票を投じましょう。